

第2回 農業委員会総会議事録

平成26年8月22日開会

中標津町農業委員会

平成26年8月22日、第2回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 和泉光広 |
| 2番 | 後藤田宏幸 |
| 3番 | 高橋正一 |
| 4番 | 赤波江信二 |
| 5番 | 佐野弥奈美 |
| 6番 | 國光達男 |
| 7番 | 小林亨 |
| 8番 | 飯島浩 |
| 9番 | 中村正生 |
| 10番 | 笠原康博 |
| 11番 | 氏家康夫 |
| 12番 | 杉本公也 |
| 13番 | 本田信幸 |
| 14番 | 本田芳明 |
| 15番 | 纒坂尚久 |
| 16番 | 金刺健四郎 |
| 17番 | 安田稔 |
| 18番 | 戸田重勝 |

附議した案件

議案第 9号 現況証明願いについて

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第11号 農業基盤強化法第16条第2項の規定による買入協議の要請について

報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

本日出席した職員

事務局 長	原 田 武 志
農地係 長	奥 山 正 行
庶務係 長	桐 島 秀 一
係	齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

議 長

定刻になりました。

ただ今の出席委員は18名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立致します。

ただ今から、第2回中標津町農業委員会総会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

3番、高橋 正一 委員。

4番、赤波江信二 委員。

以上、2名を指名致します。

日程2、会務報告を事務局長から報告致します。

事務局長。

事務局長

7月28日の総会以降につきまして会務報告をいたします。

項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。

最初に、7月31日に中標津町農業振興協議会が役場302号会議室で開催され、農用地からの除外、用途変更が審議され決定されております。委員として会長、代理、局長が出席しております。

次に、8月4日に中標津町議会臨時議会が開催され、工事請負契約の締結について審議後決定し、その後各常任委員会等の選任、選挙が行われ新体制が決定しております。会長が出席しております。

次に、7月の総会で決定いただいた「農業改革と農業委員会組織・制度改革への意見の公表」を8月7日に中司道義に対し会長が行い、8日には、町長、議長に対し会長、代理で行い理解を求めています。

次に、8月8日標津町あすばるにおいて、農業委員改選に伴い平成26年度根室地方農業委員会連合会臨時総会が開催され、新たな役員を決定しております。根室地方農業委員会連合会の会長は安田会長、副会長は根室市の佐藤会長が選出され決定しております。

次に、8月12日に役場301号会議室で中標津町都市計画審議会が開催され、用途地域の見直しを審議し決定しております。委員として会長が出席しております。

次に、8月13日に札幌市において、平成26年度北海道農業会議役員選考検討委員会が開催され、農業会議の臨時総会に向けた役員体制について検討されております。委員として会長が出席しております。

最後に、根室地方農業委員会連合会の臨時総会で決定した「農業改革と農業委員会組織・制度改革への意見の公表」を8月21日に釧路事務所で伊東代議士に要請し意見への理解を求めています。地方連会長として会長が参加しております。

以上会務報告といたします。

議 長 以上で会務報告を終わります。

日程3、議案第9号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 10番笠原です。

上程となりました議案第9号「現況証明願いについて」の(1) について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地、有限会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番。公簿、山林。現況、農地・採草放牧地以外。利用状況原野。面積、24,490㎡。3、申請の理由。農振開発行為(砂利採取)許可申請書添付のため。4、見取図は別紙のとおりでございます。

本案件につきましては、砂採取申請法に基づく農振開発行為申請のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地区域となっておりますが、農地として利用されたことはなく、現在も砂利採取場として使用されている状況ですが、公簿が山林のため、現況非農地の証明が必要なものであります。

平成26年8月20日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

なお農振開発行為申請については後日中標津町に申請することを確認しております。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

議 長 日程4、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第5号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)(2)について事務局よりご説明申し上げます。議案の31ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積11,591㎡ほか3筆。合計、畑、64,055㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年1月1日から平成29年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成26年5月19日。6、解約の理由、合意解約。

なお、(2)につきましても貸主が同一なことから貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。32ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積46,963㎡ほか27筆。合計、畑、331,034㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年1月1日から平成29年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成26年5月19日。6、解約の理由、合意解約。

この2件の案件につきましては、議案第10号(1)及び(2)に関連するもので、現在賃貸借中の農地の一部を売却することとなったため、期間内解約するものです。

以上報告致します。

議 長 以上で報告を終わります。

日程5、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 3番高橋です。

上程になりました議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について説明致します。6ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積11,591㎡、

利用状況、牧草畑ほか14筆、合計173,649㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、賃貸していた農地を現使用者へ売り渡すもの。譲受人、賃借していた農地を購入するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、年8,803,000円。6、資金調達方法、農家経済改善資金8,800,000円、自己資金3,000円。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、畑〇〇〇〇㎡、合計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、所有者である〇〇氏から現在賃貸借している農地の一部について、譲渡したい旨の申し出があり、平成26年7月14日あっせん会議を開催し、現在の利用者に売渡すことに決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

9ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積46,963㎡、利用状況、牧草畑ほか19筆、合計261,973㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借を合意解約した農地の一部について再度賃貸するもの。借主、合意解約した賃借農地を再度賃貸するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月25日から平成29年12月31日まで。6、価格、年1,046,000円。7、資金調達方法、自己資金1,046,000円。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりとなっております。

本案件につきましては、(1)に関連するもので、株式会社〇〇〇〇へ農地譲渡するために、賃貸借していた農地を一度合意解約したため、残地について現使用者である〇〇〇〇に再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)から(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 15番櫻坂です。

議案第10号(3)から(5)について説明致します。なお、譲渡人が同一のため、(3)から(5)まで一括説明いたします。

12ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、札幌市〇〇〇〇番地〇、〇〇

〇〇 理事長 〇〇〇〇。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 23,858 m²、利用状況、牧草畑ほか6筆。合計 121,814 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた土地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,907,000 円、6、資金調達方法、スーパーL資金 7,900,000 円、自己資金 7,000 円。7、譲受人の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は14ページのとおりです。

なお、(4)(5)につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名など省略して説明します。

15ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 53,534 m²、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた土地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,015,000 円、6、資金調達方法、スーパーL資金 4,000,000 円、自己資金 15,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は16ページのとおりです。

17ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 28,736 m²、利用状況、牧草畑ほか11筆。計、畑、431,257 m²、施設用地 27,992.26 m²、合計 459,249.26 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた土地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、33,357,000 円、6、資金調達方法、スーパーL資金 33,350,000 円、自己資金 7,000 円。7、譲受人の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は19ページのとおりです。

この3件の案件につきましては、平成21年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入れた農地をあっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(5)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
 (6) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 1 2 番杉本です。
 議案第 1 0 号 (6) について説明致します。
 2 0 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇、
〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団
法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、
現況、畑、面積 25,755 m²、利用状況、牧草畑ほか 3 1 筆。計、畑、596,904 m²、施設
用地 3,622.67 m²、合計 600,526.67 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農
地売買支援事業により売り渡すもの。譲受人、農地売買支援事業により買入れるも
の。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、
38,812,000 円、6、資金調達方法、北海道信連資金による 38,812,000 円。7、譲受
人の経営状況。公益社団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強
化促進事業。9、見取図は 2 3 ページのとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、農地売買支援事業により一括して農
地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化
促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(6) の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
 (7) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 1 3 番本田です。
 議案第 1 0 号 (7) について説明致します。
 2 4 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇、
〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団
法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、
現況、畑、面積 67,336 m²、利用状況、牧草畑ほか 7 筆。計、畑、339,958 m²、施設用
地 4,294.91 m²、合計 344,252.91 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地
売買支援事業により売り渡すもの。譲受人、農地売買支援事業により買入れるもの。
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、
22,767,000 円、6、資金調達方法、北海道信連資金による 22,767,000 円。7、譲受

人の経営状況。公益社団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は26ページのとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、農地売買支援事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 10番笠原です。

上程になりました議案第11号、「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。

28ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所氏名。東京都〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日、平成26年4月30日。

今回、所有権移転のあっせん申し出があった農用地については29ページのとおりでありまして、〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積72,612㎡、ほか5筆。計232,159㎡です。

この案件につきましては、〇〇氏より農用地を譲渡したい旨の申し出があったもので、地区推進班及び関係機関との農地調整した結果、ただちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構への農地の買入協議を行う旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、要請致します。

以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第2回総会を閉会致します。
ご苦労様でした。

(閉会 10時57分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年8月22日

会 長 安 田 稔 _____

3 番 高 橋 正 一 _____

4 番 赤波江 信 二 _____